

令和2年横審第45号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1  
職 名 A甲板員  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官井手則義出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年2月5日14時00分

愛知県伊良湖岬東方の海岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

全 長 22.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 610キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室左舷側前方に舵輪、舵輪前部に左舷側から魚群探知機、GPSプロッター2台及びレーダーをそれぞれ備え、舵輪後部に操縦用の椅子を、右舷側に船首方を向いて前後方向に置いた椅子2脚をそれぞれ設置した小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船長a2及びa1受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和2年2月5日01時00分愛知県豊浜港を発し、同県伊良湖岬東南東方約1.5海里沖合の漁場に向かった。

a2船長は、02時30分前示漁場に到着し、乗組員3人で操船を交替しながら6回の操業を行ったのち、13時15分a1受審人に単独での操船を委ね、同漁場を発進して帰途に就いた。

a1受審人は、暖房を入れた状態の操舵室で、操業の後片付けを終えた2人を右舷側の椅子にそれぞれ腰を掛けさせ、自らは舵輪後部の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、西寄りの風の影響を極力受けないように渥美半島南岸に沿って航行したのち、途中で伊良湖岬南方約700メートル沖合に向けて転針する予定で、13時33分伊良湖岬灯台から089度(真方位、以下同じ。)9.5海里的の地点で、針路を269度に定めて自動操舵とし、18.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で進行した。

a1受審人は、他の2人が各椅子に腰を掛けて仮眠している状況下、13時36分半少し過ぎ伊良湖岬灯台から089度8.4海里的の地点に至り、操舵室の暖房が効いていたうえ、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催し、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、間もなく転針予定地点に到達して転針しなければならないので、それまでは居眠

りに陥ることはないものと思ひ、仮眠中の乗組員を起こして会話をするなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

a 1 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、13時49分伊良湖岬灯台から088.5度4.65海里の転針予定地点に達したものの、転針できずに伊良湖岬東方の海岸に向首進行し、14時00分伊良湖岬灯台から088.5度1.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力5の西北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であつた。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、伊良湖岬東方沖合において、豊浜港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同岬東方の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、伊良湖岬東方沖合において、豊浜港に向けて帰航中、操舵室の暖房が効いていたうえ、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかつたことから気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、同室内で仮眠中の乗組員を起こして会話をするなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があつた。しかるに、同人は、間もなく転針予定地点に到達して転針しなければならぬので、それまでは居眠りに陥ることはないものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、伊良湖岬東方の海岸に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月25日

横浜地方海難審判所

審判官 吉川弘一